

### 現況届 「児童手当」を引き続き 受けるには手続きが必要

期限は六月二十三日

児童手当または児童手当の特別給付を受けている人は、「現況届」を提出してください。期限は六月三十日です。現況届は、手当が受けられるかどうかを確認する大切な手続きです。これからも引き

続いて児童手当や特別給付を受けようとする人は、現況届を提出してください。この現況届を出しませんが六月分からの手当が受けられなくなりしますので、ご注意ください。

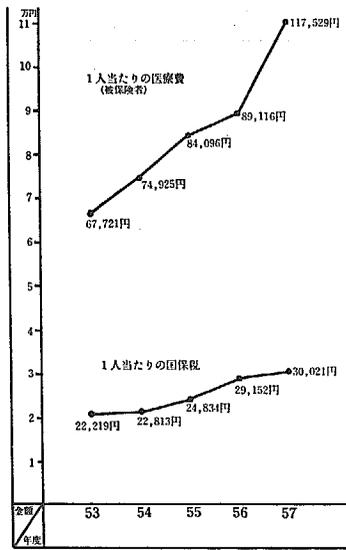
現況届の提出は、官公庁や、国鉄など三公社にお勤めの人...勤務先(それ以外の人は...役場)となっています。

手続には①印鑑②厚生年金の記号番号③手当が払い込まれる金融機関名及び口座番号が必要で、

なお、村では引き続き児童手当が支給される人には、直接児童手当現況届を送付しましたので六月二十三日まで提出してください。

## ～国保医療費の現状～ うなぎのぼりで 増える医療費

年間1人11万7,000円使われる



### 苦しい 国保財政

あなたは、医療費を年間どのくらい使っているか、ご存じですか。約十一万七千円。これが昭和五十七年度の横越村国民健康保険に加入している一人当たりの医療費です。加入者全体では、約四億五、〇〇〇万円にのぼっています。

医療費は、毎年増え続け、それにつれてあなたの負担も増え続けることになりました。このように医療費が増えるため、村の国民健康保険の財政は苦しく、昭和五十七年度は、支払うべき資金の余裕がなくなり、ついに一時借入金(借金)をするまでになってしまいました。

### 医療費の増は 自己負担増に

それでは、増え続ける医療費は、だれが負担するのでしょうか。国民健康保険の医療費は、治療を受ける人が三〇%、国が四五%、残りの二五%は国民健康保険に加入している皆さんが、保険税として負担しています。ただし三〇%の自己負担については、高額療養費等の支給制度がありますので、全体の負担割合では自己負担は約一五%の実績になっています。

### 医療費を たいせつに

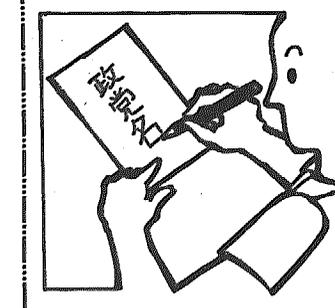
うなぎのぼりで増え続ける医療費に、国民健康保険制度そのものが危機にさらされています。国民健康保険は、「困ったときはみんなが助け合おう」という精神で運営されています。医療費はだれのものでもありません。みんなのもので、みんなの医療費を正しく適切に使って医療費の節約にご協力を願います。



### 納期内に 完納を!

## 参議院議員通常選挙 公示 6月3日 投票日 6月26日

全国区の選挙が比例代表制に変わります。投票は政党名を記す。今回の参議院通常選挙から全国区の選挙制度が改正され、新たに比例代表制が導入されることになりました。今までの全国区選挙は、ぼう大な費用が掛るなど色々な問題があったため、個人中心の選択から政党中心の選択になったものです。従って投票する場合には、投票用紙に政党の名称、または略称を記入することに



## 嘱託員(区長)会議開く

連合区長に上村三一氏



地域の要望・意見を聞く嘱託員会議

昭和五十八年度の嘱託員会議が五月十八日公民館で開かれ、村から当年度予算や重点

施策などを説明する一方、これが円滑な事業推進の協力を要請しました。

当日は、浅見村長以下各課長らが出席し、嘱託員との質疑や要望などを受けました。

の改善、転入者の連絡などでした。また、この会議では、大字横越の代表区長上村三一氏が連合区長に選出されました。

### 農薬危害防止月間

## 防除作業の保護装備や 農薬の取扱に十分注意を!

六月は、田植えも終わり、梅雨時に入ると病害虫の発生も多く、農薬を使う機会が増えてきます。

この時期を中心に、広く一般に農薬の正しい知識の周知

徹底を図り、農薬による事故をなくするための運動が「農薬危害防止月間」です。農薬による事故は、近年減少してきたもののまだ後を断ちません。

### 村税条例一部改正

## 特別障害者控除さらに 三万円の控除認められる

法人均等割1.5倍、2.5倍に

地方税法の一部を改正する法律が、さる三月三十一日参議院で可決され、同日公布に伴って村の村税条例

の一部が専決処分(村長職権)で改正されました。

1.個人住民税 (7)低所得者層の税負担に配慮するため、引き続き昭和五十八年度の住民税所得割についても、所得金額が、二十七万円に本人、控除対象配偶者及び扶養親族の合計数を乗じて得た金額に、控除対象配偶者又は扶養親族を有する場合には九万円を加えた金額以下である者を非課税としました。

このような措置による夫婦二人の給与所得者の住民税所得割の非課税限度額は、収入金額一八万五千円です。

(4)同居している扶養親族又

### 市町村民税法人均等割の税率

区分	改正(年額)		現行(年額)	
	従業者数	標準税率	従業者数	標準税率
資本等の金額が50億円を超える法人	50人超	120万円	100人超	80万円
	50人以下	16万円	100人以下	8万円
資本等の金額が10億円を超え50億円以下である法人	50人超	70万円	100人超	40万円
	50人以下	16万円	100人以下	8万円
資本等の金額が1億円を超え10億円以下である法人	50人超	16万円	100人超	8万円
	50人以下	6万円	100人以下	2万4千円
資本等の金額が1千万円以下である法人	50人超	6万円		2万4千円
	50人以下	4万8千円		
資本等の金額が1百万円以下である法人	50人超	4万8千円		8千円
	50人以下	1万6千円		

は控除対象配偶者が、特別障害者に該当する場合には、扶養控除又は配偶者控除(三万円)及び特別障害者控除(三万円)に加えて三万円の(二万円)に上げて三万円の

### 昭和58年度嘱託員(区長)

地区	氏名	世帯数	人口
横越上	佐藤 博	125	639
横越中	佐藤 豊次	287	1,240
横越下	高橋 達栄	169	729
川根谷内	◎上村 三一	206	863
沢海上	仁多見利衛	105	488
沢海中	坂井 四雄	107	487
沢海下	◎田中 長平	84	404
沢山	陸 庄信	34	166
木津上	◎佐藤千代志	55	271
木津中	伊藤 彦一	93	453
木津下	今井 朝一	91	400
二本木上	渋谷 梅雄	58	281
二本木中	◎村木 源七	253	822
二本木下	村木 礼吉	53	251
小杉上	◎長瀬 一夫	80	411
小杉中	遠藤 秀夫	60	309
小杉下	坂内 正	62	292
小杉山	田村富美夫	46	244
小杉山	和澄 敏雄	29	143
計		1,997	8,893

◎連合区長 ○代表区長

世帯人口は昭和58年4月1日現在の住民登録によるものです。